

千葉市の男性従業員向け育休奨励金を活用しませんか？ ～事業主（15万円）及び従業員（5万円）に支給します～

STEP1 給付要件の確認（※本奨励金と厚生労働省の両立支援等助成金は併給不可）

（事業主）

- 千葉市内に本店、又は支店を有する
- 育児休業を就業規則等に規定している
- 常時雇用する労働者が100人以下である
- 雇用保険適用事業主である

！ 事業期間は

令和7年4月1日～令和8年3月31日
です。
※令和8年4月以降は要件を見直しする可能性があります。

（従業員）

- 千葉市内在住で、雇用保険に加入し、3歳未満の子の育児休業を30日以上取得
- ①育休終了後3か月以内②申請年度の3月31日
⇒①②のうち早い日時に提出

STEP2 申請書類の準備

（事業主）

- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 雇用保険適用事業所設置届の写し
- 育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの（出勤簿など）

事業主分と従業員分をあわせて申請
一方のみでの申請はできません

（従業員）

- 千葉市内在住であること（住民票など）
- 育休に起因する子との親子関係を証明できること（母子手帳など）



STEP3 申請書類の提出

郵送または持参

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 新庁舎高層棟8階
こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課
支援班 TEL 043-245-5105

申請書ダウンロードはこちら



千葉市 育休取得奨励金

検索



くるみん認定を目指しませんか？

くるみん認定制度とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の認定要件を満たして申請を行った企業に対して、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度です。

くるみん認定を受けると、認定マークを商品、広告などに付けることができ、認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

【くるみん認定制度の問い合わせ先】千葉労働局 雇用環境・均等室 指導部門 ☎ 043-221-2307

くるみん認定を取得すると、千葉市中小企業資金融資で優遇(SDGs推進支援制度)を受けることができます！

【優遇内容】対象融資メニュー利用時、「利子に対する補助割合を0.5%上乗せ」及び「借入時の金利を0.1%引き下げ」

【SDGs推進支援制度の問い合わせ先】千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 ☎ 043-245-5284

令和7年度 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)のご案内

～男性の育休取得促進に向けて～

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合、男性の育児休業取得率が上昇した場合に中小企業事業主に対して助成金を支給します。

種別	要件	支給額
① 第1種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
② 第2種 男性の育休取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。

※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給できません。

育児休業等に関する情報公表加算

- **自社の育児休業の取得状況**（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「**両立支援のひろば**」サイト上で公表した場合に
支給額を加算 ※1～3人目にのいずれかに1回のみ加算

支給額
2万円

おもな要件

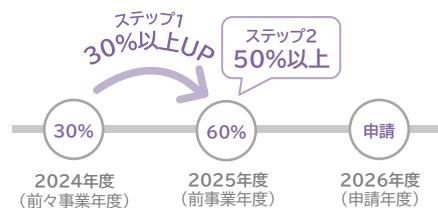
① 第1種(男性労働者の育児休業取得)

- 育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数実施 ★1
- 育児休業取得者の業務代替者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施 ★2
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上(※)の育児休業を取得
※1人目:5日以上、2人目: 10日以上、3人目: 14日以上



② 第2種(男性の育児休業取得率の上昇等)

(※)Aの達成から申請までのイメージ



- ★1および★2の実施
- 以下のいずれかを達成
A 申請年度の前事業年度の男性労働者の育休取得率が、
前々事業年度と比較して30%以上UP & 育休取得率50%以上(※)
B 申請年度の前々事業年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ
申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育休取得率が連続70%以上

- ◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。
- ◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、
千葉労働局 雇用環境・均等室 (☎043-306-1860)へお問い合わせください。



両立支援等助成金 厚生労働省 検索